

審 査 基 準 表
(令和7年度宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修事業業務委託)

審査項目	審査内容	配点	総合
企画内容	事業の目的等を十分に理解し、業務委託仕様書及び実施要綱を踏まえた内容で、事業の目的が達成される企画となっているか。	20	50
	計画的な業務スケジュールとなっているか。	20	
	その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 (例:「実施要綱の標準的なカリキュラムよりも充実した研修内容になっている」などの事業実施上有益な独自の企画提案)	10	
運営体制	責任者や役割分担が具体的に示され、業務を安定的に実施することができる人材や体制が確保されているか。	15	30
	情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する取組が適切に実施されているか。	15	
実績・知見	業務を受託するにふさわしい同種同程度の業務実績や障がい福祉に関する十分な知見があるか。	10	10
経済性	企画内容の経費は、適正かつ経済的に積算されているか。	5	10
	提案価格に優位性はあるか（ $(1 - \text{提案金額} / \text{契約上限額}) \times \text{配点}$ ）。 ※小数点以下切り捨て	5	
小 計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の得点を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準である240点（満点400点の6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準である240点（満点400点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5：標準より非常に優れた提案
- 4：標準より優れた提案
- 3：標準的な提案
- 2：標準よりもやや劣る提案
- 1：標準よりも劣る提案